

議事(3) 京都府住宅審議会基本政策部会運営要綱について

京都府住宅審議会基本政策部会運営要綱（案）

（設置）

第1条 住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第1項に規定する計画又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第5条第1項に規定する計画を京都府（以下「府」という。）が策定又は変更するにあたり、府の住宅政策に係る課題及び方向性等に関する事項について調査審議させるため、京都府住宅審議会規則（平成26年京都府規則第38号）第7条第1項の規定により、京都府住宅審議会に基本政策部会（以下「部会」という。）をおく。

（調査審議事項）

第2条 部会の調査審議事項は次に掲げるものとする。

- (1) 府の住宅政策をめぐる状況の分析及び課題の整理に関すること。
- (2) 府の住宅政策の方向性及び施策の基本的な方針に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及び円滑な入居に関すること。

（会議の招集）

第3条 部会長は、部会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を部会に属する委員及び臨時委員（以下「部会委員」という。）に通知するものとする。

（欠席の届出）

第4条 部会委員は、部会に出席できないときは、あらかじめその旨を届け出るものとする。

（欠席委員からの意見書の提出）

第5条 会議を欠席する部会委員が議案に関する意見を表明しようとする場合は、あらかじめ部会長あて書面（以下「意見書」という。）により提出することができる。

2 前項により提出された意見書は、部会長が指名する者が会議において報告する。

（審議結果の報告）

第6条 部会における審議の結果は、部会長が審議会に報告するものとする。

（準用）

第7条 京都府住宅審議会運営要綱**第4条及び第7条から第9条までの規定は、部会の運営について準用する。**この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

（庶務）

第8条 部会の庶務は、建設交通部住宅課において処理する。

附 則

この要綱は、令和2年10月2日から施行する。

○京都府住宅審議会規則（抄）

（平成26年7月25日 京都府規則第38号）

（部会）

第7条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 審議会は、あらかじめその議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 4 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第2項中「会務を総理する」とあるのは「部会の会務を掌理する」と読み替えるものとする。

○京都府住宅審議会運営要綱（抄）

（代理出席）

第4条 次の各号に掲げる法人及び団体の推薦により就任した委員等が審議会に出席できず、代理人を出席させようとするときは、あらかじめその旨を届け出るものとする。

- (1) 独立行政法人住宅金融支援機構
 - (2) 独立行政法人都市再生機構
 - (3) 京都府市長会
 - (4) 京都府町村会
- 2 前項の代理人は、議決に加わることができない。

（会議の公開）

第7条 審議会の会議は公開とする。ただし、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合は非公開とすることができる。

（傍聴）

第8条 公開で行う会議においては、会場内に傍聴席を設けるものとする。

- 2 議長は、傍聴席の数に応じ傍聴人の数を制限することができる。この場合における傍聴人の決定は、申込者の先着順による。
- 3 危険物を所持している者、酒気を帯びている者その他議長が会場内における秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認める者は、会議を傍聴することができない。
- 4 傍聴人は、会場においては、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 定められた傍聴席で静粛に傍聴すること。
 - (2) 拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
 - (3) 談話をする又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) あらかじめ議長の許可を受けた場合を除き、写真撮影、録画、録音等をしないこと。
 - (6) ビラ、プラカード、旗、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯及び着用しないこと。
 - (7) 議長又はその命を受けた係員の指示に従うこと。
 - (8) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。
- 5 傍聴人は、会議が非公開となる場合は、退場しなければならない。
- 6 議長は、会場内における秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人を退場させることができる。

（議事録）

第9条 審議会の議事については、議事録を作成し、その概要を京都府ホームページで公開するものとする。ただし、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報については公開しないものとする。

- 2 前項の議事録は議長が署名するものとする。